川越市児童発達支援センター給食用物資納入申込要領

川越市児童発達支援センター給食用物資納入申込受付及び納入業者の選出について、下記の要領で行います。

１　申込方法

・　申請書類を**希望する施設ごと**に直接提出するとともに、受付簿に所定の事項を記入してください。郵送での申し込みは受け付けません。
※共通業者（抽選を行う業種は除き、全園に納品可能な事業者）ならびにパンは（保育課が割り振りを行うため）保育課または、どこかの保育園１園に提出すればよいこととします。

２　申請業種について

食材を市に納入する品目ごとの業種別になります。

(1) 米穀類
(2) 食肉類
(3) 青果類
(4) 鮮魚及び水産加工品
(5) 牛乳類
(6) 豆腐及びその加工品
(7) 調味料類
(8) 菓子・パン類
(9) その他共通（上記業種を除き、かつ市立保育園全てに納入可能な事業者）

３　申請書類について

（１）　申請書について

・　申請書（様式第１号）に希望業種（業種は申請書に記載されています）を明記し、申請してください。
・　代表者名は押印を省略する場合、代表者ご本人の自署による署名をお願いします。
・　当センターは月曜～金曜日開所です。**お店の定休日等にも連絡がとれるよう緊急連絡先を明記**してください。

（２）納税証明書の提出について

・　**申請者が個人の場合は代表責任者の市町村民税の納税証明書、法人の場合は法人市町村民税の最新年度の納税証明書を提出してください。**写し不可。担当者以外開封しないよう、**封緘にて提出**してください。
・　年調定額が０円（非課税）の場合は、非課税証明書を提出してください。
・　納税証明書・非課税証明書は市役所収税課または各市民センターで発行できます（運転免許証等、本人確認書類が必要です）。
・　提出は１枚、保育課または納入希望の保育園（児童発達支援センター）いずれか１園に提出してください（提出園以外への申請時は、どの園に提出したか受付簿に記載してください）。

（３）保健所の食品衛生監視指導結果の提出について

・　保健所の立入り検査結果票の写しは**令和７年４月１日以降のもの**を提出してください。
・　対象：食肉類・青果類・鮮魚及び水産加工品・牛乳類・豆腐及びその加工品の業種と生菓子・パン・冷蔵品・冷凍品を納品する事業者
・　提出は１枚、保育課または納入希望の保育園（児童発達支援センター）いずれか１園に提出してください（提出園以外への申請時は、どの園に提出したか受付簿に記載してください）。

（４）保健所の営業許可または営業届の提出について

・　新規申請業者は保健所の営業許可または営業届の写しを提出してください。控えがない場合は保育課にお申し出ください。
・　提出は１枚、保育課または納入希望の保育園（児童発達支援センター）いずれか１園に提出してください
　（提出園以外への申請時は、どの園に提出したか受付簿に記載してください）。

（５）酒類販売業免許の提出について

・　調味料申請業者は酒類販売業免許が必要です。写しを提出してください。
・　提出は１枚、保育課または納入希望の保育園（児童発達支援センター）いずれか１園に提出してください
　（提出園以外への申請時は、どの園に提出したか受付簿に記載してください）。

４　申込期間及び受付時間

令和９年１月１２日（火）～令和９年１月１５日（金）
午前８時４５分～午後５時の間、事務室で受け付けをします。
（３）保健所の食品衛生監視指導結果は３月末日までに提出してください。

５　申込受付場所

児童発達支援センター事務室。ただし、郵送での申し込みは受け付けません。
※共通業者（抽選を行う業種は除き、全園に納品可能な事業者）ならびにパンは（保育課が割り振りを行うため）保育課または、どこかの保育園１園に提出すればよいこととします。

６　納入業者の選出方法

・　川越市児童発達支援センター給食用物資納入業者に関する要綱に基づき、選出します。
・　２　申請業種の（1）から（7）の業種については、希望者が複数の場合、公開抽選（抽選は受付番号順）とし、前期（令和９年４月１日～令和９年９月３０日）後期（令和９年１０月１日～令和１０年３月３１日）それぞれ１業者及び補欠１業者を選出します。
・　抽選が必要な事業者様には、後日郵送にてお知らせします。

７　契約

前期及び後期に選出された納入業者は「川越市児童発達支援センター給食用物資納入契約書」の締結を行います。契約の期間は６月間です。